

一般職の職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 7 号

一般職の職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 4 号。以下「給与条例」という。）第 4 条第 1 項及び第 6 条の 2 の給料表の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の給与の額の特例)

第 2 条 職員の平成 22 年 4 月 1 日から 6 月間（以下「特例期間」という。）における給料月額（瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年瀬戸市条例第 7 号）附則第 7 項（以下「改正附則第 7 項」という。）の規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額と改正附則第 7 項の規定による給料の額との合計額。以下同じ。）は、給与条例第 4 条第 1 項、第 6 条の 2 及び改正附則第 7 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる給料月額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

その職務の級が 1 級、2 級、3 級、4 級又は 5 級である職員 100 分の 3

その職務の級が 6 級、7 級又は 8 級である職員 100 分の 4

2 特例期間における給与条例第 20 条及び第 21 条並びに瀬戸市職員の

退職手当に関する条例（昭和38年瀬戸市条例第16号）第2条の3の規定の適用については、給与条例第4条第1項、第6条の2及び改正附則第7項の規定による額とする。

- 3 特例期間における職員の管理職手当の月額は、給与条例第9条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に10分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。